

第7回 植物防疫検討会

侵入警戒有害動植物(トマトキバガ)の見直し
令和8年3月3日

消費・安全局 植物防疫課

農林水産省

I. 国内におけるトマトキバガの状況について

トマトキバガ (*Tuta absoluta*)

【発生地域】

中南米(アルゼンチン、コスタリカ等)、欧州(イタリア、スペイン等)、アフリカ(アルジェリア、エチオピア等)、アジア(インド、ネパール等)

【寄主植物】

- ・トマト、シマホオズキの茎葉、果実
- ・バレイショ、ナス等のナス属(*Solanum* spp.)、チョウセンアサガオ属(*Datura* spp.)、タバコ属(*Nicotiana* spp.)などのナス科植物の茎葉
- ・バレイショの塊茎

【症状・被害】

主に幼虫が茎葉を加害するが、トマト、シマホオズキでは茎葉に加え、果実を加害するとの報告がある。原産国の南米、侵入された欧州、アフリカ、中東では特にトマトに大きな被害の報告がある。

【生態】

夜行性で、昼間は葉の間に隠れる。
雌成虫は寄主植物の葉の裏面などに産卵。
幼虫は老熟すると体長約8mmに達し、土中、葉上、葉の食害痕中で蛹化する。



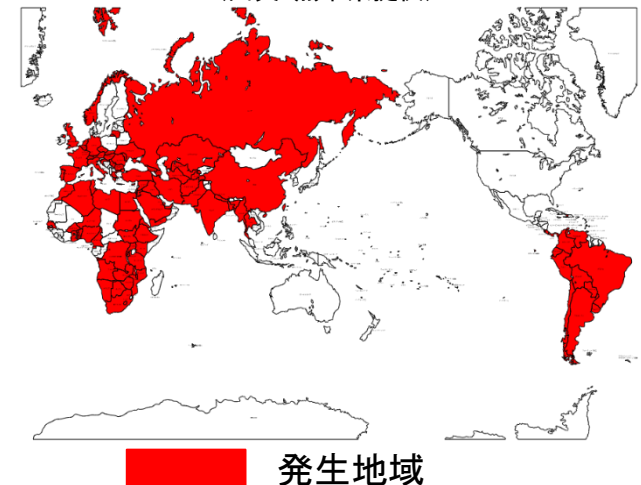
トマトキバガ

(出典: 植物防疫所HP)



被害の例

(出典: 熊本県提供)



① トマトキバガの誘殺状況について

【誘殺地域の推移】

- 2021(R3)～2024(R6)年度
 - ・ R3年10月熊本県で初めて確認。
 - ・ R6年11月に47都道府県で誘殺が確認。
(うち15都県では誘殺のみで、ほ場では未確認。)

令和4年



令和5年



令和6年



【誘殺頭数】

- 2025(R7)年度の誘殺状況
R7年9月末時点で全国で約8.7万頭の誘殺を確認。

②トマトキバガの発生状況について

【①侵入調査事業】

九州地域での一年を通しての誘殺や北日本の冬期(11月～3月)での誘殺を確認。

【②イノベーション創出研究推進事業】(R4年度～R6年度)

- ・国内の越冬リスクに関する研究成果では、南西諸島や九州・四国の沿岸部、関東以西の太平洋沿岸部では、野外で越冬する可能性が高いと推定。
- ・野外で越冬が困難と予測された地域でも、ハウス内であれば越冬する可能性を示唆。
- ・野生寄主植物(イヌホウズキ、ワルナスビ等)が存在。

本虫が日本全国で繁殖・越冬することは科学的に立証されていないが、

- ①R6年度には全国で通年の誘殺が確認されたこと
- ②R7年度9月末時点で全国で約8.7万頭の誘殺が確認されたこと
- ③生態学的に九州・四国の沿岸部等の地域やハウス内で越冬する可能性が高いと推定されること
- ④野生寄主植物が存在すること

を踏まえると、国内の一部地域に存在している可能性も考えられる。

③ トマトキバガの被害状況について

【各都道府県に対してのアンケート結果】

本虫による被害が確認された32道府県では、生産者によるコナジラミ等を対象とした通常の薬剤散布等の防除により経済的被害を抑えたとの報告。

(R3年10月～R7年6月末までに全国の累計で、被害面積29ha及び被害額418万円の報告。)



④防除対策について

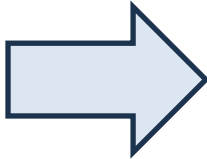
【登録農薬】

令和8年2月現在、17種48剤がトマトキバガに対する農薬として登録。

【イノベーション創出研究推進事業】(R4年度～R6年度)

農研機構が、本事業の成果を踏まえた防除マニュアルを発出。

本虫に対する防除を実施したことがない都県は存在するものの、

- 
- ①本虫による大きな被害の報告がないこと
 - ②防除マニュアルが発出されていること
 - ③既に本虫に有効な農薬が複数登録されていること
- を踏まえると、防除体系の確立は可能ではないか。

II. 侵入警戒有害動植物の要否について

侵入警戒有害動植物の要否について

トマトキバガは、

- ①生産者による通常の防除で、経済的な被害を抑えることが可能と考える。
- ②通年で誘殺が確認され、国内の一部地域に存在するとも考えられる。

侵入警戒有害動植物の要件を満たさないのではないか。

【侵入警戒有害動植物】

第十六条の六 この章で「侵入警戒有害動植物」とは、まん延した場合に有用な植物に重大な損害を与え、又は有用な植物の輸出を阻害するおそれがある有害動物又は有害植物であつて、次の各号のいずれかに該当するものとして農林水産大臣が指定するものをいう。

- 一 国内に存在することが確認されておらず、かつ、国内への侵入を特に警戒する必要があるもの
- 二 既に国内の一部の地域に存在しており、かつ、国内の他の地域への侵入を特に警戒する必要があるもの

※検疫有害動植物としての検討については、この後別途ご説明いたします。 9

Ⅲ. 今後の対応

【トマトキバガ(*Tuta absoluta*)の侵入警戒有害動植物からの除外に係る今後の対応】

- ・ パブリックコメントの募集（令和8年1月21日～2月19日）
- ・ 植物防疫検討会



パブリックコメントの募集の結果及び植物防疫検討会での検討結果を踏まえた上で、植物防疫法施行規則別表8の改正により、侵入警戒有害動植物からトマトキバガを除外。

(参考資料)

植物防疫法における侵入警戒有害動植物

【侵入警戒有害動植物】

第十六条の六 この章で「侵入警戒有害動植物」とは、まん延した場合に有用な植物に重大な損害を与え、又は有用な植物の輸出を阻害するおそれがある有害動物又は有害植物であつて、次の各号のいずれかに該当するものとして農林水産大臣が指定するものをいう。

- 一 国内に存在することが確認されておらず、かつ、国内への侵入を特に警戒する必要があるもの
- 二 既に国内の一部の地域に存在しており、かつ、国内の他の地域への侵入を特に警戒する必要があるもの

【侵入警戒有害動植物の例（植物防疫法施行規則別表8）】

ウリミバエ (*Bactrocera cucurbitae*)、トマトキバガ (※)、*Xylella fastidiosa*、火傷病菌 (*Erwinia amylovora*) 等

※令和5年度から

植物防疫法における侵入調査事業

【侵入調査事業】

第十六条の七 農林水産大臣は、侵入警戒有害動植物の国内への侵入又は国内での分布の状況を調査する事業（以下「侵入調査事業」という。）を行うものとする。

2 都道府県は、農林水産大臣が都道府県の承諾を得て定める計画に従い、侵入調査事業に協力しなければならない。

【背景】

我が国未発生又は我が国の一部のみが発生している重要病害虫が、万が一国内の未発生地域に侵入した場合、農業生産に重大な損害を与えたり、農産物の輸出を阻害するおそれがある。こういった重要病害虫の侵入に伴う国内の農業生産や輸出への影響を防止するためには、国内の未発生地域への重要病害虫の侵入を早期に発見し、速やかに的確な防除を実施することが重要。

このため、令和4年5月の植物防疫法（昭和25年法律第151号。以下「法」という。）改正において、全国で齊一的に重要病害虫の調査を行う侵入調査事業が新たに位置付けられ、令和5年度から本事業による調査を開始。

【フェロモントラップによる誘殺】

- 寄主作物栽培開始後から収穫後30日又は残渣を除去するまでの期間に、生産園地や周辺の地域・施設等の寄主植物や周辺の樹木・支柱等にトラップを設置し、調査を実施。
- 毎月1～2回、トラップの調査を行い、トマトキバガ（雄成虫）の誘殺の有無を確認。
- トマトキバガ以外の虫が誘殺されるため、トラップの確認と誘殺数の計数には多くの負担。



トマトキバガのためのトラップ設置例

(出典: 植物防疫所HP)